

## 社会福祉法人慈恵会奨学金貸与規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈恵会（以下「当法人」という。）の介護職員を確保し、サービスの向上を図るために、社会福祉士・介護福祉士養成奨学金（以下「養成奨学金」という。）の貸与等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (奨学金の種類)

第2条 奨学金は、社会福祉士又は介護福祉士の養成奨学金とする。

### (貸与の対象)

第3条 養成奨学金の貸与を受けることのできる者は、大学、短大又は専門学校に在学する学生であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 岐阜県内の高等学校を卒業した者（理事長が認めた場合はこの限りでない。）
- (2) 社会福祉士又は介護福祉士の資格を取得できる者
- (3) 卒業後に当法人の介護職員として交代勤務（夜勤含む。）ができる者

### (養成奨学金の貸与期間)

第4条 養成奨学金の貸与期間は、大学の正規の修学期間の4年間を限度とする。

### (貸与額及び返還の免除)

第5条 養成奨学金の貸与額は、月額30,000円とする。

2 養成奨学金は、第16条に該当する場合を除き、社会福祉士又は介護福祉士の資格を取得し、「奨学金貸与期間」に相当する期間以上、当法人の介護職員として交代勤務（夜勤含む。）した場合に奨学金全額の返還を免除する。

3 次の各号の貸与期間に応じた返還免除を原則とする。ただし、貸与期間に相当する期間以上勤務すれば、この限りでない。

- (1) 4年間の場合は、当法人の介護職員として4年以上勤務
- (2) 3年間の場合は、当法人の介護職員として3年以上勤務
- (3) 2年間の場合は、当法人の介護職員として2年以上勤務
- (4) 1年間の場合は、当法人の介護職員として1年以上勤務

### (申請手続)

第6条 養成奨学金の貸与を志願する者は、所定の申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる書類を当法人に提出する。

- (1) 履歴書（様式は任意）
- (2) 在学証明書又は卒業証明書
- (3) 住民票（個人番号の記載がないものに限る。）
- (4) 成績証明書（社会人と1年生に在学する方は、入学前に卒業した最終学歴の成績証明書）

(5) 振込口座届（様式第4号）

（奨学生の審査と承認）

第7条 理事長又は常務理事は、書類選考と面接にて審査し、奨学生を決定する。

2 理事長は、奨学生の採用を決定したときは、奨学金貸与決定通知（様式第2号）にて本人に通知する。

3 奨学生は奨学金貸与決定通知を受理した後、速やかに理事長に対して奨学生誓約（様式第3号）を提出しなければならない。

（契約）

第8条 奨学金の貸与に関し、当法人と奨学生は養成奨学金貸借契約を締結し、契約書を作成する。

（養成奨学金の貸与基準と支払い）

第9条 養成奨学金の貸与基準と支払いは、次のとおりとする。

(1) 貸与期間：養成奨学金貸与契約期間とする。

(2) 貸与金額：月額30,000円

(3) 貸与日：当該月の毎月25日（当日が土曜・日曜・祝日にあたる場合はその前日）

(4) 利息：無利息

（養成奨学金の貸与の停止）

第10条 理事長は、奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席した場合は、当該期間、養成奨学金の貸与を停止することができる。

（養成奨学金の貸与の復活）

第11条 理事長は、前条の規定により養成奨学金の貸与を停止された者がその事由が終了して願い出をしたときは、養成奨学金の貸与を復活することができる。

（養成奨学金の貸与の打ち切り）

第12条 理事長は、奨学生が次の各号の一に該当した場合は、養成奨学金の貸与を打ち切ることができる。

(1) 退学したとき

(2) 停学その他の処分を受けたとき

(3) 学業成績が著しく不良になったとき（留年を含む。）

(4) 養成奨学金の貸与を受けることを辞退したとき

(5) その他養成奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき

（学業成績等の報告）

第13条 奨学生は、毎年度終了後1箇月以内に、学業成績表及び在学証明書を理事長に提出しなければならない。ただし、卒業又は終了に当たっては、在学証明書に替えて、卒業証明書又は修了証明書を提出しなければならない。

(奨学生に対する補導)

第14条 理事長は、奨学生の資質の向上を図るため、学業及び生活に関して適切な補導を行うものとする。

(奨学生の届出)

第15条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、遅滞なくその旨を書面により本会に届け出なければならない。

- (1) 退学し、又は転学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 休学又は長期にわたって欠席するとき
- (4) 復学したとき
- (5) 通学方法を変更したとき(自宅通学又は自宅外通学の変更)
- (6) 本人または保護者の住所、氏名、電話番号などを変更したとき

(養成奨学金の返還)

第16条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、貸与した養成奨学金の全額を速やかに返還しなければならない。

- (1) 第12条による貸与の打ち切りがなされたとき
- (2) 故意又は重大な過失により、第15条の届出を行わなかつたとき
- (3) 第5条第2項による返還の免除を受ける前に当法人における介護職員として交代勤務（夜勤含む。）業務に従事しなくなつたとき
- (4) 社会福祉士又は介護福祉士の資格を取得（奨学生として採用後4年以内に社会福祉士又は介護福祉士の資格を取得）できなかつたとき

(卒業又は修了後の届出)

第17条 養成奨学金の貸与を受けた者は、卒業又は修了後遅滞なく当法人に卒業証書の写しを届け出るものとする。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。